

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故統計

平成 30 年 3 月 1 日現在

平成 29 年度（平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで）、自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月 20 日運輸省令第 104 号）第 2 条に規定する事故件数は下記の通りです。

| | |
|--|-----|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの | 0 件 |
| 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの | 0 件 |
| 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたもの | 2 件 |
| 10 人以上の負傷者を生じたもの | 0 件 |
| 自動車が積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物 ロ 火薬取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類 ハ 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高压ガス ニ 原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物 ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物 ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）別表第 2 に掲げる毒物又は劇物 ト 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条第 1 項第 3 号に規定する品名の可燃物 | 0 件 |
| 自動車が積載されたコンテナが落下したもの | 0 件 |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 4 号に掲げる障害が生じたもの | 0 件 |
| 酒気帯び運転（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）無免許運転（同法第 64 条の規定に違反する行為をいう。）大型自動車等無資格運転（同法 85 条第 5 項から第 9 項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第 117 条の 2 第 3 号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの | 0 件 |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの | 2 件 |
| 救護義務違反（道路交通法第 117 条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの | 0 件 |
| 自動車の装置（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの | 0 件 |
| 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。） | 0 件 |
| 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの | 0 件 |
| 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、3 時間以上自動車の通行を禁止させたもの | 0 件 |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの | 0 件 |

以上は国土交通省告示第 1817 号により、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令 44 号）第 2 条の 2 の規定に基づき統計を公表したものです

※この事故統計は、毎年度終了後 帝都自動車交通(株)ホームページに開示しております。